第４期　新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づく営業時間短縮の協力要請

１ 対象期間	令和３年３月２５日（木） 午後９時から 令和３年４月１２日（月） 午前５時まで
２ 対象施設	（食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設） ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号に該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
３ 対象区域	仙台市全域
４ 要請内容	午前５時から午後９時までの時間短縮営業

■　時短要請相談窓口（コールセンター） 電話 ０２２－２１１－２３３２
受付時間　毎日９：００～１７：００　※３月２２日（月）９：００開設

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
（令和３年３月２５日午後９時～４月１２日午前５時実施分）

仙台市全域を対象区域として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和３年 ３月２５日（木）午後９時から令和３年４月１２日（月）午前５時までの間、午前５時から午後９時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」 を支給いたします。

◎支給額　１施設あたり７２万円（４万円×１８日間）

◎実施スキーム

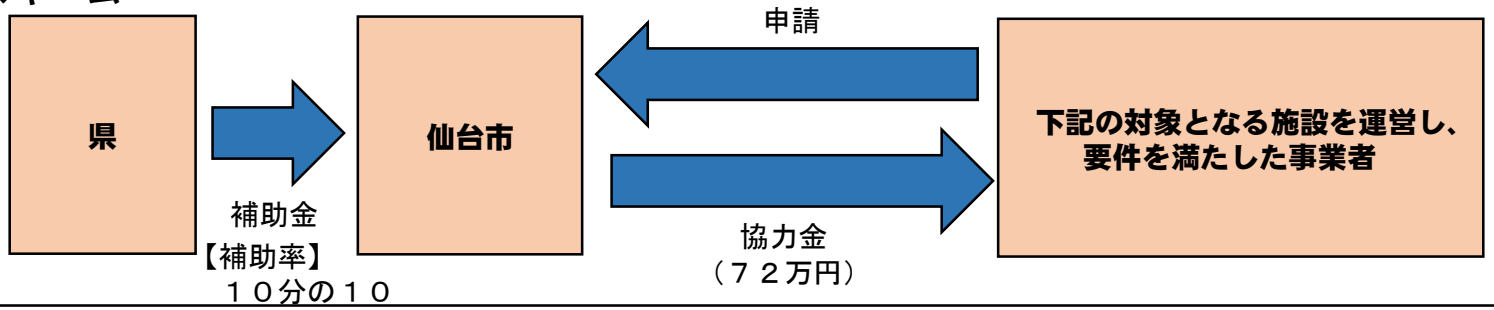

【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

①接待を伴う飲食店

※　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

【対象となる要件】

◎令和3年3月24日(水)以前から開業しており、
令和3年3月25日(木)午後9時から
令和3年4月12日(月)午前5時の期間中に
午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※　以前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

※　前回までの要請への協力の有無は不問

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等